

北上市議会議員政治倫理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、北上市議会基本条例（平成23年北上市条例第24号）第15条の規定に基づき、政治倫理の確立のため、北上市議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の責務及び行為規範その他必要な事項を定めることにより、市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】 第1条では、この条例の目的を規定しています。

北上市議会の最高規範である北上市議会基本条例第15条において、「議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良識と責任感をもって、議員及び議会の品位を保持しなければならない。」（第15条は政治倫理条例と併せて改正予定。）とされており、これに基づき議員の責務と行為規範をこの条例で定め、クリーンな議会運営を通して市政の発展に寄与してまいります。

（議員の責務）

第2条 議員は、市政に係る権能と責務を深く自覚し、次条に掲げる政治倫理規準を遵守して活動しなければならない。

- 2 議員は、広く、かつ、高い識見を養うとともに、その品位の保持に努め、全体の利益の実現を目指して行動しなければならない。
- 3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に、率先して事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

【解説】 第2条では、議員の責務を規定しています。

議員の責務として、第3条に定める政治倫理基準の遵守すること、議員としての自覚を持ち、全体の利益のため行動すること、疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に、事実を明らかにすること等を議員の責務として定めます。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為及びその職務に関し不正の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。
- (2) その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 議会の場において、自己又は親族等が営む事業に有利となる発言をしないこと。
- (4) 市が行う許可、認可その他の処分又は市が締結する売買、賃借、請負その他の

契約に関し、個人、特定の企業、団体等を推薦し、紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

- (5) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。
- (6) 市が行う許可、認可、請負その他の契約に係る企業、団体及び事業主並びにそれらの後援団体から政治活動に関する寄附又は政治的若しくは道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (7) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、特定の個人を推薦し、又はこれらの人事に介入しないこと。
- (8) 暴力団その他の反社会的勢力を利用しないこと又は暴力団その他の反社会的勢力に関与しないこと。
- (9) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、若しくは圧力をかけ、又はセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (10) 虚偽の事実や誹謗中傷の発言又は情報発信により、他人の名誉を毀損する行為をしないこと。
- (11) 議員として職務上知り得た秘密を漏洩しないこと。
- (12) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の選挙に関する法令で定める寄附、飲食物の供与その他不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

【解説】 第3条では、議員が守るべき事項（倫理基準）を具体的に規定しています。

- (1) 議会は市民の信頼を得た活動をしななければならないことから、議員個人においても全体の奉仕者としての品位と名誉を損なう行為や不正の疑惑を招く行為（信用失墜行為）をしないことを定めています。
- (2) 議員の立場を利用して金品を授受しないことを定めています。
- (3) 議会は住民福祉の向上を図るための、市の重要政策を決定する場であることから、自己や親族等に有利となる発言をしない（自己の利益を図らない）ことを定めています。
- (4) 市が行う許認可、売買契約等に対して、影響力を行使（議員の立場を利用）しないことを定めています。
- (5) 市職員の職務執行を妨げないことを定めています。（例えば、自治法により規定されている100条委員会の調査権限や議会の事務調査権限等は、議会という組織に認められているもので議員個人に認められたものではありません。このため、議員個人として調査を行う場合は、市に対する資料提出等を強要しないよう気をつける必要があります。）また、議員の立場を利用して、市職員の権限や影響力を行使するよう働きかけないことを定めています。
- (6) 市が行う許認可や各種契約の相手方（関係団体を含む。）から寄附を受けないことを定めています。

- (7) 市長部局等に所属する市職員の人事に介入しないことを定めています。（ただし、議長は議会事務局に出向した職員を任免する権限があります。）
- (8) 暴力団や反社会的勢力を（に）利用したり関与したりしないことを定めています。
- (9) 議員の立場を利用して嫌がらせや強制をしないこと、圧力をかけないこと、セクハラ・パワハラ等のハラスメントは絶対しないことを定めています。
- (10) SNS等による情報発信の手段や機会が増えています。虚偽や誹謗中傷の発言、情報発信により、他人の名誉を傷つけないことを定めています。
- (11) 市政に関した機密事項等、職務上知り得た情報を漏洩しないことを定めています。特に、秘密会指定されない場合であっても、議会に諮る人事案件や損害賠償事案に係る個人情報などの機密情報は、厳重に取り扱わなければなりません。
- (12) 当然のことではありますが、公職選挙法等に定める寄附や飲食物の供与（贈答）をしないこと（政治家の寄付の禁止）を定めています。

（兼業の報告義務）

第4条 議員は、自ら事業を営んでいるとき、又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職（以下「取締役等」という。）に就いているときは、議員となった日から1月以内に、議長にその旨を記載した書面（以下「兼業報告書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 主として収益事業を営む法人等
- (2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むことになったとき又は新たに法人等の取締役等に就くこととなったときに準用する。この場合において、同項中「議員となった日」とあるのは、「当該事業を営むこととなった日又は当該職に就くこととなった日」と読み替えるものとする。

3 議員は、前2項の規定により提出した兼業報告書の内容に変更があったとき、自ら事業を営むことをやめたとき又は法人等の取締役等を離職したときは、遅滞なくその旨を記載した兼業変更報告書を議長に提出しなければならない。

【解説】 第4条では、議員が兼業するときの報告義務を規定しています。

議員は市からの300万円以上の直接の請負に制限があるため、議員自ら事業を営むとき等は、その就業状況等について議長に報告することを義務付けます。また、市から補助金を受ける団体の役員に就くとき等も、その報告を受けることで、関係する議案の審査から、除斥させることが出来ます。

第5条に規定する市からの請負制限等の把握も狙いの一つです。

(請負の制限)

第5条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を遵守し、自ら事業を営むときは、市に対して請負（同条に規定する請負をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額以下である場合は、この限りでない。

【解説】 第5条では、議員の市に対する請負の制限を規定しています。

地方自治法第92条の2では、議員は市に対して請負できないことが規定されており、その趣旨により定めるものです。なお、地方自治法施行令第121条の2に規定する額は300万円です。（1会計年度における請負額の総額が300万円以下までは、請負が可能。）

(請負額の報告義務等)

第6条 議員は、前条ただし書きに規定する請負をしたときは、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における当該請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

3 議長は、第1項の規定による報告（前項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

4 第1項の規定による報告及び第2項の規定による訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

5 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

【解説】 第6条では、市からの請負額の報告義務等を規定しています。

北上市議会では、市からの請負がある議員は、請負額を公表することを決めました。

議員は、請負の対価として支払いを受けた金額や請負の概要（契約日、役務、物件の名称、昨年度の契約状況）を会計年度ごとに議長に報告し、議長はこれを公表（ホームページへの掲載等）します。

これまでは、議員の市からの請負が一切禁止であったところ、地方自治法の改正により、1会計年度において総額で300万円までの請負が認められることとなったことに伴い、請負の状況の透明性の確保のため、その公表が望まれているものであり、条例でこれを義務付けるものです。

「請負の状況の公表条例」として単独で条例化している市議会もありますが、北上市議会では政治倫理条例の中に併せて規定するものです。

（審査の請求）

第7条 市民又は議員は、第3条に規定する政治倫理規準又は前3条の規定に反する疑いがあると認められる議員に対し、事実を証する資料を添え、市民にあっては地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって、議員にあっては議員定数の12分の1以上の者の連署をもって議長に対し審査の請求をすることができる。

【解説】 第7条では、審査の請求について規定しています。

市民や議員は、議員の行動に疑義があるときは議会に対して審査を請求することができます。

第3条に規定する政治倫理基準や、第4条から第6条までの請負の制限等（請負額の報告義務を含む。）の規定に違反した議員に対しては、市民は有権者50分の1（令和6年3月時点で北上市の有権者は約76,000人であるので、約1,520人）以上、議員は議員定数の12分の1以上（3人以上）の連名（署）でもって審査を請求できます。

審査請求に必要な要件（市民や議員の数）は、地方自治法における、①「事務監査請求」の要件である有権者の50分の1以上の連署や署名が求められること、②議員の議案の提出権（議員発議）の要件である議員定数の12分の1以上の賛成が求められること、を参考にしています。

（審査会の設置）

第8条 前条に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）の審査のため、北上市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の開催は、会議に諮って決める。

3 審査会の委員は6人以内とし、知識経験を有する者のうちから議長が議会運営委員会に諮って委嘱する。

4 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要と認めたときは、議員を審査会の委員に委嘱することが出来る。この場合において、審査会の委員に委嘱する議員の数は、

2人までとする。

- 5 審査会の委員の任期は、当該事案の審査終了時までとする。
- 6 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 7 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。
- 8 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解説】 第8条では、審査会の設置、委員の委嘱等について規定しています。

審査請求の事案の審査のため、議会に政治倫理審査会を設置します。この審査会の設置（開催）は、審査請求があった都度、議会に諮って決めます。

審査会の委員は6名以内とし、知識経験を有する者（弁護士、行政書士、議会に関する学識経験者を想定しています。）から議長が議会運営委員会に諮ったうえで委嘱します。

なお、委員は、審査の公正を期するため、第三者から委嘱することを原則としますが、事案により議会の実情に詳しい人の選任が必要なときは、議員を2人まで委員として加えることができるものとします。

そのほか、委員の任期、委員長等の選任、委員は公平かつ適正に職務を遂行すべきこと、秘密を守ることにについて規定しています。

（審査会の運営等）

- 第9条 議長は、審査請求があったときは、議会全員協議会（北上市議会会議規則（平成3年北上市議会規則第1号）別表に規定する議会全員協議会をいう。）に諮り、審査会に当該審査請求に係る事案の審査について諮問する。
- 2 審査会は、前項の規定により諮問された事案に係る政治倫理基準等の違反の有無について審査を行う。
 - 3 審査会は、前項の規定による審査を行うため、調査請求の対象となっている議員（以下「審査対象議員」という。）、審査請求した者及びその他関係人に対し、事情聴取等の必要な調査を行うことができる。
 - 4 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

【解説】 第9条は、審査会の運営について規定しています。

審査請求があったときは、議長は、その内容を議会全員協議会に諮ったうえで、審査会に諮問します。

諮問を受けた審査会では、審査請求の内容（政治倫理基準等の違反の有無等）を審査するため、必要に応じて審査の対象となった議員や関係者から事情を聴くなど、必要な調査を行います。

また、会議の開催（成立）要件として、委員の半数以上の出席を必要とし、審査会の議事は出席委員の過半数をもって決するものとします。

審査会は公開を原則としますが、審査請求者や審査対象議員のプライバシーを守る必要があるとき等で、傍聴者に退席を求める必要があるときは、その事案の都度、出席委員の3分の2以上の同意を得て秘密会とするものとします。

（議員の協力義務等）

第10条 審査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められたときは、これに従わなければならない。

2 審査対象議員は、審査会において口頭又は書面により弁明することができる。

【解説】 第10条では、審査会の調査に対する議員の協力義務を規定しています。

審査の対象となった議員に、審査会の求めに応じ、必要な資料を提出すべきこと、審査会に出席すべきことを義務づけます。

一方で、審査の対象となった議員は、審査会の場で、かけられた嫌疑に対して弁明することができます。

（審査結果の答申等）

第11条 審査会の委員長は、審査を終えたときは、その結果を文書により議長に答申しなければならない。

2 議長は、前項の規定による答申を受けたときは、議会に報告するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

3 審査対象議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

4 前項の規定により弁明書が提出されたときは、議長は、当該弁明書の全文又はその概要を公表しなければならない。

【解説】 第11条では、審査会の審査結果の答申について規定しています。

審査会は、審査を終えたときは、その結果を書面により議長に報告（答申）し、議長はその概要を議会に報告します。

一方、審査の対象となった議員は、審査結果に対して、議長に書面で弁明することが出来ます。

議長は、弁明の内容を公表（ホームページへの掲載等）します。弁明の公表は、審査の対象となった議員の名誉を守るための措置となります。

（議会の措置及び公表）

第12条 議会は、審査会の答申を尊重し、審査対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長は、議会が前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

【解説】 第12条では、審査会の答申を受けた議会の措置等について規定しています。

議会は、名誉と品位を守るため、また、市民の信頼を得るため、審査会からの答申内容を尊重し、（審査の対象となった議員に対して）必要な措置を講じます。

措置の内容は、議会内の役職の辞任勧告や厳重注意のほか、違反行為が議会の場であった場合は地方自治法に定める懲罰（議場における戒告や陳謝、一定期間の出席停止、除名）も想定されます。

議会が講じた措置は、議長が公表（ホームページへの掲載等）します。

（補則）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】 第13条では、条例の施行に必要なことは、規程に定めることを規定しています。

規程では、条例の施行に必要な手続の詳細や、審査請求書、弁明書等の様式等を定めます。

附 則

この条例は、令和7年 月 日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

【解説】 附則では、条例の施行日等を規定しています。

条例の施行は、早ければ令和7年1月から、遅くとも令和7年4月から施行することを予定しています。ただし、第6条に定める請負額の報告義務は、令和6年度分の請負から適用します。